

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 3 月 13 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を
取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	工事安全に係る各種調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：応募を排除する者はありません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

円借款事業における事業実施の一義的責任は借入人・実施機関にあるが、

JICAは融資者として事業実施状況を確認し、必要に応じて借入人・実施機関に対してその適切な実施を促していく立場にある。このため、実施中の円借款事業における特に品質や安全確保の観点から実施状況を確認し、その後のJICAによる案件監理に資する必要がある。

円借款の工事安全対策として、2021年度以降に審査を行う新規円借款案件等にJICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification：JSSS）を適用し、契約書を構成するスペックの一部として、工事安全上の最低限の要求事項を示すことで、工事安全対策を推進している。円借款事業に従事するコンサルタント及びコントラクターのJSSSに対する理解を促進し、工事安全に対する意識の能力の向上を図り、円借款事業での工事故抑制に資する必要がある。

本業務では、円借款事業（JSSS 非適用の案件も含む）の現地調査を実施して施工品質・安全等の施工全般の状況を確認するとともに、JSSS 普及啓発に係るコンサルタント、コントラクター向け研修を企画運営すること等により、全世界における円借款事業の工事安全対策向上を目指すものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA が円借款事業における工事安全対策を促進していくにあたり、品質・安全に係る現地調査、JSSS 研修に係る企画運営、その他技術的な支援を行う。国内、現地での具体的担当事項は次のとおりとする。

ただし、2026年1月時点での見込みであり、契約期間中に調査対象案件の変更・追加の可能性がある。その場合は都度事前に協議することとする。

また本業務は第三者の視点から行う業務のため、本業務の受注者及びその関連会社（親会社・子会社を含む）が、下記7. 業務の内容（1）または（3）の対象となる ODA 案件におけるコンサルティング業務、本体業務を受注している場合は、本調査対象案件から外し、他の案件を調査対象とする。また、今後入札予定案件において応札が確実となった場合も、本調査対象案件から外し、他の案件を調査対象とする。

（1）全世界円借款事業における品質や安全確保の観点から実施状況の確認調査（現地業務）

- ・本業務受注者に対して契約締結後に別途共有する実施要領に基づき、実施状況調査を行う。調査対象国は、JICA インフラ技術業務部からの指示によるものとする。現地渡航前は、JICA インフラ技術業務部／在外事務所から提供され

る施工計画等の関連資料を熟読し、現地調査に必要なポイントを事前に整理する。現地調査では、実施機関、コンサルタント、コントラクターへのヒアリングの他に現場確認を行い、品質、安全上の観点からの是正箇所の有無等を確認する。また、実施機関等の関係者向けに安全向上に関するセミナーを実施する。

- ・現地調査後は、コンサルタント／コントラクターの施工監理／管理体制、工程、品質、安全、今後のリスク要因・要改善事項等を整理し、実施状況調査報告書として都度レポートをまとめる。レポートは、調査実施から概ね1ヶ月以内にJICA インフラ技術業務部に電子データ（PDF、Word 形式）にて報告する。
- ・契約期間内において概ね7件（月に1件程度の頻度）実施するものとし、2026年1月末時点で少なくともバングラデシュ（4件）、ルーマニア（1件）、マダガスカル（1件）、インド（1件）の7件を実施する想定。現地調査1件につき、概ね以下の人日を充当するものとする。

準備業務	現地業務	整理業務
3人日	7人日（移動含む）	5人日

（2）JSSS 研修に係る企画運営支援（国内業務）

- ・本年7月頃（基礎編）、9月頃（応用編）に実施を検討しているコンサルタント・コントラクター向け JSSS 研修に関するオンデマンド動画／資料作成、研修講師等を実施する。
- ・基礎編では、オンデマンド動画視聴による研修とする予定で、オンデマンド動画撮影に向けた事前準備や資料作成、動画撮影等を実施する。概ね5人日程度を充当するものとする。
- ・応用編では、完全対面式の研修（東京において2日間）を予定しており、JICA インフラ技術業務部からの指示を受けつつ、ディスカッション形式を主とする研修資料の作成、研修当日の講師等を担当する。準備期間含めて概ね20人日程度充当するものとする。

（3）その他工事事故に係る情報の収集・整理、資料作成等（国内業務）

- ・その他担当者からの指示に基づき、工事事故に係る情報の収集・整理、資料作成等を行う。具体的な作業については、契約締結後の発注者との協議を踏まえて決定されるものとする。概ね65人日程度充当するものとする。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- ・実施状況調査報告書（電子データ和文1部（PDF及びWord形式））

現地調査実施後概ね1ヶ月程度以内に提出

- ・業務完了報告書（電子データ和文1部（PDF及びWord形式））

2027年2月26日（金）までに提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

またバングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の遞減は適用しません。

（2）一般業務費

本件業務は、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・ 旅費・交通費（JICA 本部での打合せ、JSSS 研修参加 計 5 回程度）： 5 千円

（3） その他留意事項

業務場所を含む業務環境・機材等は、原則受注者が準備してください。ただし、発注者は受注者に対し以下の業務環境を提供することが可能であるので、受注者による希望もしくはその必要がある場合は、JICA 本部内で業務することを可能とします。その場合の条件などは次のとおりです。

業務場所：JICA 本部（千代田区二番町）内に業務機の無償提供

インターネット環境：JICA 本部のゲスト用無線 LAN の提供

コピー機等：コピー、スキャナー、FAX、プリンターは JICA 本部に設置されている機器を使用できる環境を提供

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は、現時点でバングラデシュは 2026 年 5 月頃（この他 3 回、時期未定）、ルーマニアは 2026 年 7 月頃、マダガスカルは 2026 年 10 月頃、インドは 2026 年 11 月頃をそれぞれ 1 週間程度予定していますが、渡航国、渡航時期や件数に変更となる可能性があります。当該変更内容が確定次第、速やかに事業担当者と協議してください。

② 便宜供与内容

各 JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する車両移動の提供（JICA 職員等が同乗する場合があります）

エ) 国内航空移動等：あり（必要な場合は JICA が負担します）

オ) 通訳傭上：あり（仏西語圏等で必要な場合に限る）

カ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

キ) 執務スペースの提供：あり

③ JICA 担当者との打ち合わせ

2 ヶ月に 1 回の頻度で JICA 担当者と打合せを行い、業務実施状況（Word 形

式 A4 用紙 1~2 枚程度) を報告いただきます。対面もしくはオンラインとし、対面の場合は JICA 本部に移動するための交通費を支払います。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ ODA 建設工事の安全対策への取り組み (JICA ホームページ)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上